(5)　研修施設について労働安全衛生法の規定する安全衛生上必要な措置に準じた措置を講じていること。

ト　申請人が外国の国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる機関の常勤の職員である場合で受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当するとき。

チ　申請人が外国の国又は地方公共団体の指名に基づき、我が国の国の援助及び指導を受けて行う研修を受ける場合で次のいずれにも該当するとき。

(1)　申請人が外国の住所を有する地域において技能等を広く普及する業務に従事していること。

(2)　受入れ機関がへの(1)から(5)までのいずれにも該当すること。

六　受入れ機関が、研修生が上欄の活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び対応策を報告することとされていること。

七　受入れ機関又はあっせん機関が研修生の帰国旅費の確保その他の帰国担保措置を講じていること。

八　受入れ機関が研修の実施状況に係る文書を作成し、研修を実施する事業所に備え付け、当該研修の終了の日から一年以上保存することとされていること。

九　申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修が含まれている場合は、当該実務研修を受ける時間（二以上の受入れ機関が申請人に対して実務研修を実施する場合にあっては、これらの機関が実施する実務研修を受ける時間を合計した時間）が、本邦において研修を受ける時間全体の三分の二以下であること。ただし、申請人が、次のいずれかに該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の四分の三以下であるとき又は次のいずれにも該当し、かつ、実務研修の時間が本邦において研修を受ける時間全体の五分の四以下であるときは、この限りでない。

イ　申請人が、本邦において当該申請に係る実務研修を四月以上行うことが予定されている場合

ロ　申請人が、過去六月以内に外国の公的機関又は教育機関が申請人の本邦において受けようとする研修に資する目的で本邦外において実施した当該研修と直接に関係のある研修（実務研修を除く。）で、一月以上の期間を有し、かつ、百六十時間以上の課程を有するものの（受入れ機関においてその内容が本邦における研修と同等以上であることを確認したものに限る。）を受けた場合

十　受入れ機関又はその経営者、管理者、研修指導員若しくは生活指導員が外国人の研修に係る不正行為で次の表の上欄に掲げるものを行ったことがある場合は、当該不正行為が行われたと認められた日後同表下欄に掲げる期間を経過し、かつ、再発防止に必要な改善措置が講じられていること。

外国人の研修に係る不正行為	期間
イ　受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生に対して暴行し、脅迫し又は監禁する行為	五年間
ロ　受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の旅券又は外国人登録証明書を取り上げる行為	五年間
ハ　受入れ機関において、受け入れた研修生に支給する手当の一部又は全部を支払わない行為	五年間
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れ又はあっせんした研修生の人権を著しく侵害する行為	五年間
ホ　受入れ機関又はあっせん機関において、外国人に不正に法第三章第一節若しくは第二節の規定による証明書の交付、上陸許可の証印若しくは許可、同章第四節の規定による上陸の許可若しくは法第四章第一節若しくは法第五章第三節の規定による許可を受けさせ、又はこの表に掲げる外国人の研修に係る不正行為に関する事実について虚偽の文書若しくは図画を行使し、又は提供する行為	五年間
ヘ　受入れ機関又はあっせん機関において、受け入れた研修生の研修に係る手当又は実施時間について研修生との間で法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる内容の取決めを行う行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間
ト　受入れ機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請の際提出した研修計画と著しく異なる内容の研修を実施し、又は当該計画に基づく研修を実施しないこと（ホに該当する行為を除く。）	三年間
チ　受入れ機関又はあっせん機関において、法第六条第二項、第七条の二第一項、第二十条第二項又は第二十一条第二項の申請内容と異なる他の機関において、研修を実施する行為（ホに該当する行為を除く。）	三年間
リ　受入れ機関において、研修計画に定める研修時間を超えて実務研修を実施する行為	三年間
ヌ　受入れ機関において、研修の継続が不可能となる事由が生じた場合の地方入国管理局への報告を怠る行為	三年間
ル　受入れ機関において、受け入れた研修生（技能実習生を含む。以下このルにおいて同じ。）の行方不明者について、その前一年以内に、次の表の上欄に掲げる受入れ総数（当該期間について受け入れられ又は雇用されていた研修生の総数をいう。以下このルにおいて同じ。）に応じ、同表の下欄に掲げる人数（一人未満の端数があるときは、これを切り上げた人数とする。）以上の行方不明者を発生させたこと（受入れ機関の責めに帰すべき理由がない場合を除く。）	三年間
ヲ　受入れ機関又はあっせん機関において、外国人に法第二十四条第三号の四イからハまでに掲げるいずれかの行為を行い、唆し、又はこれを助けること	三年間
ワ　営利を目的とするあっせん機関において、研修に関してあっせんを行う行為又は営利を目的としないあっせん機関において、研修に関して収益を得てあっせんを行う行為	三年間

受入れ総数	人数
五十人以上	受入れ総数の五分の一
二十人以上四十九人以下	十人
十九人以下	受入れ総数の二分の一